

須影一区自治会運営規約

制定 平成24年12月 9日
改正 平成27年 3月29日
改正 平成28年11月20日
改正 平成29年 3月25日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、羽生市須影一区自治会(以下、本会という。)と称し、事務所は自治会長(以下、会長という。)宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、羽生市須影地区内の上組及び宿組の各小字の区域する。

(班)

第3条 第2条に定める区域の各小字に班を置く。会員は原則としていずれかの班に所属する。班の形成および構成員については会員の合意で行う。新たな班を形成する場合は、評議員会議の承認を得る。

2 各班は班長を1名選出する。

(目的)

第4条 本会は、第2条の区域に居住する住民の親睦を図り、市行政及び須影地域内の他の区と連携のもと、住民の相互扶助と福祉の増進及び地域の安全・安心を推進し、明るい地域づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行い、必要な規約は別に定める。

- (1) 会員相互、地域の各種団体及び市行政と連携・協力すること
- (2) 生活環境の向上並びに防災・防犯対策を推進すること
- (3) 相互扶助活動及び健康・福祉の増進に関すること
- (4) 所有する資産及び施設の管理運営に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に居住する世帯及び団体はすべて本会の会員となることができる。ただし、団体は、賛助会員とし議決権は有しないものとする。

2 会員は班を通じて自治会の運営に参加するとともに、自治会と会員との連絡調整は班を通じて行う。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する世帯又は所在地を有する団体で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する世帯及び所在地を有する団体の加入を拒んではならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

2 会員が第2条に定める区域に住所を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長(各小字別1名) | 2名 |
| (3) 評議員議長・副議長 (各1名) | 2名 |
| (4) 評議員(各小字別) | 若干名 |
| (5) 班長 | 各班1名 |
| (6) 顧問 | 1名 |
| (7) 会計監事 | 1名 |

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 副会長は、事業計画の執行並びに業務について連絡・調整を各班長に行う。
- 4 副会長は、会計、土木事業、公会堂管理、公園管理、共同墓地管理の各業務を分担する。
- 5 評議員議長は、評議員会議を主宰進行する。
- 6 副評議員議長は、評議員議長を補佐し、議長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 7 評議員は、評議員会議において自治会の重要事項について審議する。
- 8 班長は、自治会の事業計画等の執行、会員への連絡に当たる。また、班内会員の自治会に対する意見、要望を集約し自治会に反映させる。
- 9 顧問は、自治会運営に関し適切な助言を行う。
- 10 会計監事は本会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員を選任)

第12条 会長は、総会において、会員の推薦(自薦も可)を受けた会員の中から選任する。

- 2 副会長は、総会において、各小字内で会員の推薦(自薦も可)を受けた会員の中から選任する。
- 3 評議員議長(正・副)は、評議員の中から互選で選出し、総会において承認する。
- 4 評議員は、各小字内で会員の中から選出し、総会において承認する。
- 5 班長は、各班毎に互選により選出し、総会において承認する。
- 6 顧問は、前任会長を充て、総会において承認する。
- 7 会計監事は前任の会計担当副会長を充て、総会において承認する。

(役員の仕事)

第13条 会長、副会長、評議員、顧問、会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。班長の任期は、1年とする。(但し、班の事情により自由に決めることが出来る。) 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残りの期間とする。

第4章 総会及び会議

(総会の構成)

第14条 総会は役員(会計監事を除く)をもって構成する。

(総会の種別)

- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、原則として毎年3月に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した役員の中から選任する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、役員(会計監事を除く)の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した役員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第19条 出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

- 第20条 総会は、次の事項を議決する
- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 役員の選任に関すること
 - (4) 規約の制定改廃に関すること
 - (5) 資産及び会費に関すること
 - (6) その他本会運営に係る重要な事項に関すること

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員の現在数及び出席者数(委任状を提出した役員を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- 2 議事録には、議長及び議事録作成者の署名押印をしなければならない。

(会議)

第22条 本会を運営するため、評議員会議、班会議並びにその他の会議を設ける。

第23条 評議員会議は、年4回程度会長が招集し、次の事項について審議し、出席者の過半数で決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 評議員会議は、会長、副会長、評議員議長、評議員、顧問、並びに八幡神社氏子総代長、衛生協力会会長で構成する。

第24条 班会議は、必要に応じ班長が招集し、班内の事項について審議する。

第25条 会長は、必要に応じその他の会議を開催することができる。

第5章 その他

(経費)

第26条 本会の運営経費は、会費、補助金、寄付金等をもって充てる。細則は、別途定める。

(会計監査)

第27条 会計監査は、会計監事が行い、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、原則として4月1日より翌年3月31日までとする。

(附則)

この規約は、平成24年12月9日より施行する。

(附則)

この改正規約は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この改正規約は、平成29年4月1日より施行する。